

自動車の保管場所の届出があったことを疎明する書面の交付について

「自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律」が令和7年4月1日に施行され、同日以降、保管場所標章が廃止されることに伴い、届出については、届出者への交付物（自動車保管場所標章等）は発生しません。

よって、令和7年4月1日以降、届出者の求めにより、「届出があったことを疎明する書面」（以下「疎明書面」）の交付を開始します。詳細は以下のとおりです

○ 運用開始日

令和7年4月1日から

○ 準備していただくもの

警察署へ提出する自動車保管場所届出書の写し 1通

○ 手数料

無料

○ 注意事項

疎明書面が必要な場合は、必ず「届出時」に申し出ていただくようお願いします。

持参された届出書の写しに受付印を押したものを交付します。

疎明書面を後日作成することはできません。